

公布された条例のあらまし

佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）

- 1 個人情報の定義に特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号等の個人識別符号が含まれることとした。（第 2 条関係）
- 2 実施機関は、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報を収集してはならないこととした。（第 7 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2 については、規則で定める日から施行することとした。
- 5 佐賀県情報公開条例について、所要の改正を行うこととした。

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 17 号）

- 1 失業者の退職手当の支給期間を延長することができる場合に、特定退職者であって、激甚災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた者等に相当する者として別に知事が定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものに該当する場合等を加えることとした。（第 10 条関係）
- 2 移転費の額に相当する金額の支給対象者として、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介した職業に就く者を加えることとした。（第 10 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2 については、平成 30 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 18 号）

- 1 同一の子について、再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長及び育児短時間勤務の終了から一年未満で再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情を加えることとした。（第 3 条、第 4 条及び第 11 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）

- 1 過疎地域内において県税の課税免除の対象となる事業のうち情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加することとした。（第 1 条及び第 2 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第 20 号）

- 1 技能検定試験手数料の減免の対象者の範囲を拡大するとともに、手数料から減ずることができる額を改めることとした。（第 9 条関係）

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に実施する技能検定試験に係る技能検定試験手数料から適用することとした。